			合算値を控除し「都道府県様式第６－Ｂ　令和２年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「7．前期高齢者に係る額」のうち、「②前期高齢者納付金」「合計［61］」欄の数値から「①前期高齢者交付金」「合計［58］」欄の数値を控除した数値を加えた数値に「都道府県様式第10　令和２年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「2．負担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「(3)後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値
九　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア （Ｂ×4.194＋Ｃ×9.959）／Ａ ［略］ 算式イ Ｂ×0.068／Ａ ［略］ 2　居宅介護サービス等受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について」（平成十二年五月十七日付け老発第四百八十七号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「介護保険事業状況報告（月報）」という。）によって令和四年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況㈢居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値及び「一般状況㈡地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数を合算した数とする。 3　施設介護サービス受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によって令和四年二月分として厚生労働省に報告され	α　1.07366472 ［20～24　略］

			合算値を控除し「都道府県様式第６－Ｂ　令和１年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「7．前期高齢者に係る額」のうち、「②前期高齢者納付金」「合計［61］」欄の数値から「①前期高齢者交付金」「合計［58］」欄の数値を控除した数値を加えた数値に「都道府県様式第10　令和１年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「2．負担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「(3)後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値
九　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア （Ｂ×3.856＋Ｃ×10.446）／Ａ ［同左］ 算式イ Ｂ×0.066／Ａ ［同左］ 2　居宅介護サービス等受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について」（平成十二年五月十七日付け老発第四百八十七号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「介護保険事業状況報告（月報）」という。）によって令和三年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況㈢居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値及び「一般状況㈡地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数を合算した数とする。 3　施設介護サービス受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によって令和三年二月分として厚生労働省に報告され	α　1.01229661 ［20～24　同上］